

6. 原 料

原料は発育時期にあわせた栄養補給、アレルギー性等を考慮した種類であって、衛生的であること。香辛料は、刺激性の少なく、乳児および幼児に適するものであること。

6-1 遺伝子組換え食品

食品表示基準別表 17 に示された食品については、I Pハンドリング証明により確認された非遺伝子組換えのものを使用すること。また、別表 16 の対象農産物から作られる原材料であって、別表 17 以外のものについても、出来る限り、非遺伝子組換え食品を使用すること。

6-2 はちみつ

乳児が摂食するベビーおやつには、はちみつを使用してはならない。

6-3 ばれいしょ

ベビーおやつに使用するばれいしょについては、放射線照射したものは使用してはならない。